

2021（令和3）年度  
事業計画書



2021（令和3）年3月



社会福祉法人  
くにたち子どもの夢・未来事業団



## 社会福祉法人 くにたち子どもの夢・未来事業団 設立趣意書

少子高齢・人口減少社会の到来を見据え、次世代社会を担う子どもたちが健やかに成長できる環境を整えるとともに、安心して子育てができる環境づくりを進めていくことが急務となっています。また、急速に進展するICT、AI重視の社会においては、様々なコミュニケーションの形態と可能性が生まれる一方で、人と人の直接的な対話によるつながりの希薄化も危惧されていて、人間の社会性の育ちへの懸念も表明されています。さらに解が一通りではなかったりまだ解の見つかっていない課題が増大することも予想されていて、それらに創造的に解をつくりだし解決していく力を育成することは私たちの焦眉の課題となっています。

国立市はこれまでインクルージョンをキーワードにするまちづくりを進めてきましたが、少子化の進行や家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化等は全国と同じように進行しています。これら家族をとりまく環境の変化による世帯の孤立化、格差社会の進行や子どもの貧困の問題など、子どもや子育てをめぐる課題は複雑多様化してきて、ときには深刻化しています。行政のみならず、地域ぐるみで良好な親子関係の形成を支えていく必要性は、今後ますます高まりをみせていくものと思われます。

こうした課題を乗り越えていくためには、多世代・多様な主体がかかわるような地域社会の活性化とそれと連動した子ども育成活動を充実させるとともに、乳幼児からの教育すなわち保育・幼児教育を充実させその質を高めることが肝要です。そうしてこそ貧困の連鎖を断ち切り、安心して子どもを産み育てることのできる環境を創ることができるからです。

今世界中で、乳幼児期からの丁寧な関わりによる育ての保障が重視されるようになってきています。幼い頃からの大人との愛着・信頼関係の構築、子どもたちの、自己肯定感の丁寧な育て、そして最後までやり抜こうとする力、他者と対話する力、自分の気持ちを表現しコントロールする力などの「非認知スキル」の育てを乳幼児期から丹念に保障する必要性が急速に高まってきているのです。

私たちは、こうした状況に前向きにそして積極的に対応していきたいと考えています。そのため、この地に新たに「社会福祉事業団」を設立することにいたします。本事業団は、全国に先駆けて国立市が推し進めるソーシャル・インクルージョンのまちづくりの理念の下、その一環として、保育・幼児教育環境を積極的に向上させるべく、必要な調査・研究・実践を熱意をもって行います。そして、子ども一人ひとりが夢と希望を叶え、未来に向かって光り輝き、自立した生活を営むことができるようになることをめざして、次世代育成のまちづくりに貢献し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指してまいります。

# 目次

2021（令和3）年度事業計画の策定に当たって .....	1
I 基本的事項 .....	2
1 経営理念 .....	2
2 基本目標 .....	2
3 経営方針 .....	2
4 当法人が取り組む事業 .....	3
(1) 第二種社会福祉事業 .....	3
(2) 公益事業 .....	3
5 法人組織 .....	3
6 職員体制 .....	4
7 法人全体スケジュール .....	5
II 2021（令和3）年度事業計画 .....	6
1 法人本部 .....	6
(1) 評議員選任・解任委員会 .....	6
(2) 評議員会 .....	6
(3) 理事会 .....	6
(4) 法人事務局の運営 .....	7
2 矢川保育園 .....	8
(1) 保育園の概要 .....	8
(2) 目的及び運営方針 .....	9
(3) 職員体制 .....	9
(4) 開園日時・保育時間等 .....	10
(5) 利用料金 .....	10
(6) 保育の内容 .....	10
(7) 健康及び衛生管理 .....	12
(8) 給食提供 .....	12
(9) 防災・安全管理 .....	13
(10) 苦情対応 .....	13

(11) 事業評価 .....	13
(12) 地域支援 .....	14
(13) 実習生等の受け入れ.....	14
3 幼児教育推進プロジェクト（ここすき事業） .....	15
(1) ここすき子育てひろば事業 .....	15
(2) 啓発事業 .....	15
(3) 幼保小連携推進事業.....	16
(4) 研修事業 .....	16
(5) 幼児教育センターの検討.....	17
(6) 国立駅前子育て支援施設の検討 .....	17

## 2021（令和3）年度事業計画の策定に当たって

- ◆ ソーシャル・インクルージョンの実現と SDGs の目標に取り組み、すべての子どもに、乳幼児期からの「将来に向かって生き抜く子どもの力の原点」を創造します



くにたち子どもの夢・未来事業団は、2019（令和元）年9月2日に社会福祉法人として設立され、その後、約1年半にわたって、矢川保育園の新園舎の建設、保育園職員の体制整備など保育事業の実施に向けた準備を進めてきた。また、2020（令和2）年度からは、それまで国立市が実施してきた幼児教育推進プロジェクトここすき！を事業団による運営として事業開始し、今後、国立市が矢川プラス（矢川複合公共施設）内に整備予定の幼児教育センターの開設につなげていく事業として取組を進めている。

この事業計画書の計画年度である2021（令和3）年度は、これまで準備を進めてきた矢川保育園の運営が国立市から事業団に移行される初年度となる。また、国立市が整備予定の矢川プラス（矢川複合公共施設）の運営準備を行っていく年度でもある。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に終わりが見えない状況下にあるが、核となる保育事業の本格スタートとなる2021（令和3年度）は、この事業計画書に則して、感染症対策を講じながら一つひとつの事業を丁寧に進めていくこととする。

# I 基本的事項

## 1 経営理念

くにたち子どもの夢・未来事業団は、ソーシャル・インクルージョンのまちづくりの理念の下、全ての人々が共に生き、子ども一人ひとりが夢と希望を叶え、未来に向かって光輝き、自立した生活を営むことができるために、乳幼児期からの丁寧な関わりによる育ての保障と子育て家庭の豊かな暮らしにつながる取組を追求します。

## 2 基本目標

豊かな子育て環境を創造するため、その源となる自然や地域の文化を重んじ、多世代・多様な主体が関わるような地域社会の活性化とそれと連動した子ども育成活動を充実させるとともに、乳幼児からの保育・幼児教育を充実させ、その質を高めていきます。

この取組をもって、次世代育成のまちづくりに貢献し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指していきます。

## 3 経営方針

- ① 事業の実施に当たっては、一人ひとりがかけがえのない存在であると認められ、年齢、性、しょうがい、国籍、その他あらゆる事柄に起因する差別を受けることなく、共に暮らせる環境づくりに取り組みます。(基本原則・平等性)
- ② 子どもの育成を第一に考え、子育て家庭の声を大切に、支援のニーズを的確に把握し実行します。(信頼性・必要性)
- ③ 施設運営や子育て関連事業の実施に当たっては、安全・安心を心がけ、信頼される運営に努めます。(信頼性・安全性)
- ④ 地域の共生という視点に立ち、地域の交流と力を大切にして、日頃から地域に根ざした活動をもって、地域全体で子育て家庭を支援する取組を進めます。(公共性)
- ⑤ 子育て家庭の生活が豊かになるための取組を進めるに当たっては、創意工夫に心がけ、魅力的かつ創造的な取組を先駆的に進めるよう努めます。(発展性・創造性)

- ⑥ 職員一人ひとりが生きがいをもって安心して働くことができ、組織全体が活性化し発展できる組織風土を造ります。(発展性・効率性)

## 4

### 当法人が取り組む事業

当法人は、社会福祉法に基づき定款に定める次の事業を行う。

#### (1) 第二種社会福祉事業

- ① 保育所の経営
- ② 一時預かり事業の経営

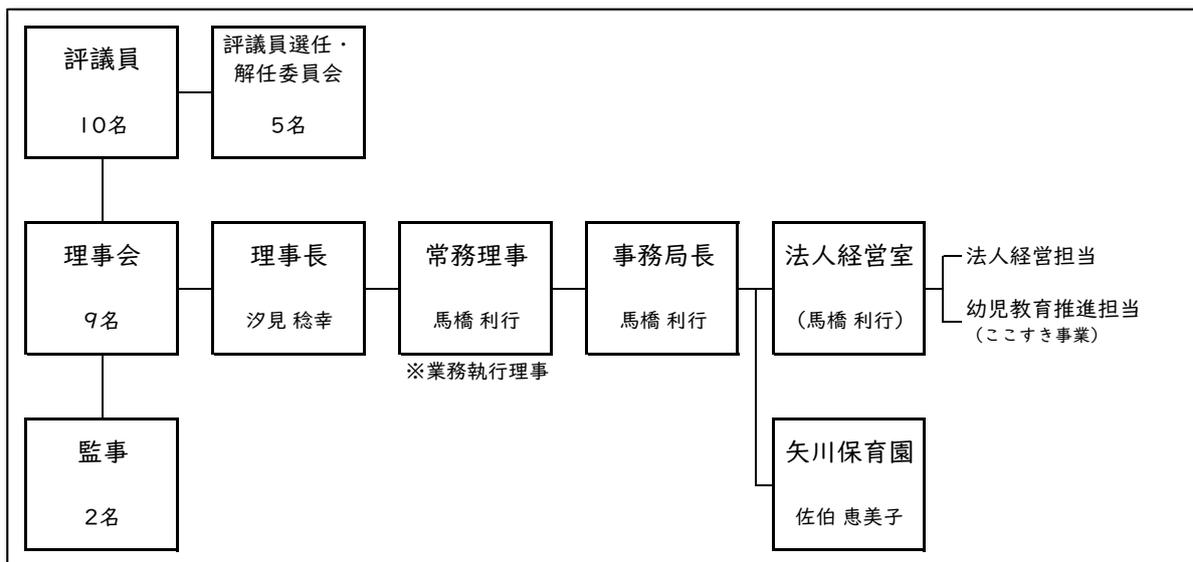
#### (2) 公益事業

- ① 保育、幼児教育その他児童福祉に関する調査研究及び研修事業、その他地域の児童福祉向上に資する事業

## 5

### 法人組織

#### ① 法人組織体制図



## 6

## 職員体制

## ①前年度末職員体制（2021（令和3）年3月31日現在）

区分	正職員		非常勤職員	合計
	派遣職員	固有職員	固有職員	
法人本部	2人	1人		3人
矢川保育園				0人
幼児教育推進	1人	1人	2人	4人
合計	3人	2人	2人	7人

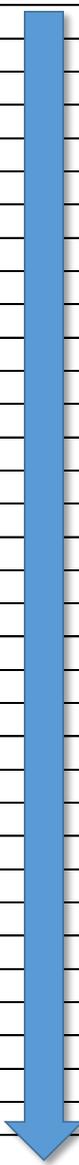
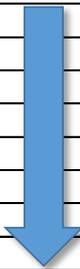
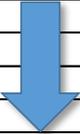
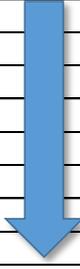
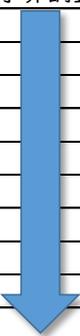
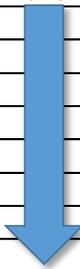


## ②職員配置計画（2021（令和3）年度）

区分	正職員		非常勤職員	事業所合計
	派遣職員	固有職員	固有職員	
法人本部	2人	2人	1人	5人
矢川保育園	15人	5人	22人	42人
幼児教育推進		2人	2人	4人
合計	17人	9人	25人	51人

## 【増減理由】

- 法人本部は、保育園業務や幼児教育推進の事務増加・担当調整に伴う増員
- 矢川保育園の運営開始による増員

2021年 (令和3)	法人本部	矢川保育園	幼児教育推進
4月	決算処理 	開園（事業団運営開始） 	
5月	監事監査実施 理事会①開催		ここすきひろば（第7期） 
6月	評議員会①開催		
7月			
8月	次年度予算検討 		
9月			ここすきひろば（第8期） 
10月	市予算調整 		
11月			
12月	理事会②開催		
1月			ここすきひろば（第9期） 
2月			
3月	理事会③開催 評議員会②開催		

## Ⅱ 2021（令和3）年度事業計画

### Ⅰ 法人本部

#### (1) 評議員選任・解任委員会

##### ①構成

監事2名、外部委員2名、事務局職員1名 合計5名

##### ②開催時期

評議員に欠員が生じた場合など、必要に応じて評議員選任・解任委員会を随時開催する。

#### (2) 評議員会

##### ①構成

評議員10名

##### ②開催時期と内容

回数	開催予定月	主な内容
第1回	6月	前年度事業報告、前年度決算報告、その他
第2回	3月	次年度事業計画、次年度当初予算、その他

※上記の定時評議員会の他に、必要に応じて評議員会を随時開催する場合があります。

#### (3) 理事会

##### ①構成

理事（理事長、常務理事を含む）9名、監事2名 合計11名

##### ②開催時期と内容

回数	開催予定月	主な内容
第1回	5月	前年度事業報告、前年度決算報告、その他
第2回	12月	次年度事業計画、その他
第3回	3月	次年度事業計画、次年度当初予算、その他

※上記の定期理事会の他に、必要に応じて理事会を随時開催する場合があります。

#### (4) 法人事務局の運営

##### ① 評議員選任・解任委員会、評議員会、理事会等の運営事務

各種会議体の議案等における明瞭な資料の作成に努めるとともに、理事長等の会議進行に対する適切なサポートにより、円滑な会議運営を行う。

##### ② 事業実績及び決算の報告

2020（令和 2）年度から財務システムを導入した。システムを活用する中で、効率的な事務執行を行うとともに、報告に当たっては、わかりやすい報告書の作成に心がけ、社会福祉法人会計制度に沿った適正な決算処理を行う。

##### ③ 事業計画及び予算案の立案

2021（令和 3）年度の新たな事業である矢川保育園の状況を踏まえつつ、引き続き国立市と連携を密にしながら、中・長期的視点を持ち、2022（令和 4）年度の事業計画と予算案の編成に取り組んでいく。

##### ④ 役員報酬及び職員給与事務

2020（令和 2）年度途中より、人事・給与システムを導入した。システムを活用する中で、効率的な事務を行うとともに、役員等報酬及び費用弁償規程や職員給与規程に基づき、適切な役員報酬及び職員給与の算定と支給事務を行う。

##### ⑤ 税務・労務事務

役員及び職員の特別徴収による税務処理、社会保険等労務事務を遺漏なく適切に行っていく。

##### ⑥ 職員採用事務

当法人固有職員の採用について、2020（令和 2）年度に引き続き、今後の国立市派遣職員の順次引き上げを見据えて職員構成のバランスなどを考慮しながら計画的に進めていく。

##### ⑦ 契約事務

経理規程を遵守し、疑いのない透明性の高い契約事務を行うとともに、契約後の履行確認業務も大変重要な要素として適切に行っていく。

##### ⑧ 会計事務

2021（令和 3）年度は、新たに矢川保育園の会計業務が本格化する。会計業務支援の規模は縮小しながらも、社会福祉法人会計制度に則り、適切な事務処理を遂行していく。

矢川保育園は、国立市の保育園民営化の方針を受け、2021（令和3）年4月から新園舎にて事業団運営を開始する。保育の実施にあたっては、民営化の経過を踏まえ、これまでの矢川保育園の保育を継承しながら、より良い保育が実践できるように常に努力を重ねて質を高めていく。



### (1) 保育園の概要

項目	内容						
種 別	認可保育所						
所 在 地	〒186-0003 東京都国立市富士見台4丁目17番地の64						
電 話 ・ F A X	042-575-3177						
メ ー ル	hoiku_yagawa@kunitachi-j.or.jp						
ホームページ	<a href="https://www.kunitachi-j.or.jp/yagawa_hoikuen.html">https://www.kunitachi-j.or.jp/yagawa_hoikuen.html</a>						
施設長氏名	園長 佐伯 恵美子						
開設年月日	2021（令和3）年4月1日 ※国立市からの民間移譲						
利 用 定 員 （年 齢 別）	年 齢	クラス名	定員	年 齢	クラス名	定員	
	0歳児	ひなぎく	6	3歳児	ちゅーりっぷ	20	
	1歳児	なでしこ/すみれ	9/9	4歳児	すずらん	22	
合計 108 人	2歳児	たんぼぼ	18	5歳児	ひまわり	24	
特別保育事業	延長保育事業、一時預かり保育事業（検討中）						
施 設 の 状 況	敷地面積	1,660.02 m <sup>2</sup> （うち屋外遊技場 823 m <sup>2</sup> ）					
	園舎構造	鉄筋コンクリート造 一部木造 地上2階					
	建築面積	629.98 m <sup>2</sup>					
	延床面積	869.09 m <sup>2</sup>					
		内 訳	乳児室・ほふく室	95.31 m <sup>2</sup>			
			保 育 室	226.63 m <sup>2</sup>			
			遊 戯 室	150.62 m <sup>2</sup>			
			調 理 室	34.62 m <sup>2</sup>			
医 務 コ ー ナ ー			3.51 m <sup>2</sup>				
乳幼児用トイレ	44.09 m <sup>2</sup>						
そ の 他	314.31 m <sup>2</sup>						

## (2) 目的及び運営方針

目 的	入所する乳児及び幼児に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。
基本理念	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ソーシャル・インクルージョンの理念の下、子どもの最善の利益とかけがえのない生命を守る。</li> <li>2. 子ども一人ひとりが夢と希望を叶え、未来に向かって光り輝き、自立できる子どもを育成する。</li> </ol>
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生涯にわたる人間形成の基礎を担う重要な乳幼児期に人への安心と信頼を育みます。</li> <li>2. 全身を使って楽しく遊び、食事、睡眠、排泄等の快い生活習慣を身につけていきます。</li> <li>3. 自分の体「命」を大切に、「自分と同じように大切な仲間」と共感できる心を育てます。</li> <li>4. 人との関わりを通して、一人一人が自分の気持ちや考えを十分に表現できる豊かな心を育てます。</li> <li>5. 保護者・家族の生活を支える一役を担い、地域の子育て家庭や保護者を支援していきます。</li> </ol>
園 目 標	<p>『みんなで 楽しくあそぼう… 明日も！』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 人と人とのつながりを通して、自分も他人も認め合い、大切にできるように。</li> <li>➤ 遊びは子どもたちの生活そのもの。自分から動き、取り組んで遊ぶことで、健康な身体や自分で考え判断する力、創造する力を養う。</li> <li>➤ 今日の友だちとの楽しさを、明日へつなげていけるように。</li> </ul>

## (3) 職員体制

区 分	正職員	非常勤職員
施設長（園長）	1人	
主任保育士	1人	
保育士	15人	6人
保育士補助		11人
栄養士	2人	
調理員（栄養士除く）		3人
保健師・看護師	1人	
嘱託医		1人（小児科医師）
用務員		2人

(4) 開園日時・保育時間等

開園日	月曜日から土曜日	
休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、 年末年始（12月29日～1月3日）	
開園時間	午前7時15分から午後7時15分まで	
保育時間	標準時間認定	午前7時15分から午後6時15分まで
	短時間認定	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育	標準時間認定	午後6時15分から午後7時15分まで
	短時間認定	午前7時15分から午後8時30分まで 午後4時30分から午後7時15分まで

(5) 利用料金

保育料 (利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化により下記の者は無償となる 2号認定：全ての児童の児童 3号認定：市民非課税世帯の児童		
延長保育料	標準時間認定	午後6時15分～午後7時15分	【月額】 2,500円 【1回】 500円
		【朝延長】 午前7時15分～午後8時30分	【1回】 500円
	短時間認定	【午後延長】 午後4時30分～午後6時15分	【1回】 500円
		【通常延長】 午後6時15分～午後7時15分	【1回】 500円
給食費	副食費（3～5歳児クラス） ※3～5歳児クラスで、保育所等に在籍する第3子 以降のお子さんや市民税の所得税割額が 57,700円未満の世帯は、給食費を免除。		【月額】 4,500円

(6) 保育の内容

①保育の基本的な考え方

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に沿って、全体的な計画や指導案等を定め、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

②保育園での1日の生活（毎日の保育・教育の流れ）

時間	保育内容
7:15	順次登園 健康視診
9:30頃	自由遊び おやつ (0.1.2歳) 戸外遊び（園庭・散歩） 発達に応じて指導案に基づいた活動
11:30頃	食事の準備、昼食、片付け 歯みがき（3歳クラスから）
12:30～	午睡
15:00 15:15	めざまし おやつ
16:00～	戸外及び室内で自由遊び（異年齢交流）
17:00～ 18:15	順次降園、乳幼児別の合同保育
18:15～ 19:15	延長保育、順次降園、全クラス合同保育

③行事予定 ※新型コロナウイルス感染症の発生動向により変更の場合あり

月	保育行事
4月	入園進級式
5月	遠足（3.4.5歳児）
6月	プール開き
7月	七夕、笹もやし、おとまり保育・調理保育（5歳児）
8月	夏まつり（保護者共催）、プールじまい
9月	引取り訓練
10月	運動会、芋ほり、遠足（2.3.4.5歳児）
11月	芋うどん会、焼き芋会
12月	すもう大会、もちつき、お手伝い交流
1月	正月遊び、卒園児の同窓会
2月	豆まき、大きくなったお祝い会
3月	卒園遠足（5歳児）、乳児遠足（0.1.2歳児） 卒園式、卒園児をお祝いする会、お別れ給食
その他	保育参観、誕生日会（月1回）、避難訓練（月1回）、個別面談 お楽しみ（職員による出し物）、保護者懇談会、クラス懇談会、

## (7) 健康及び衛生管理

### ①健康診断の実施

保健師（看護師）が中心となって、嘱託医等と連携を密にし、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施する。

種 別	内 容
内 科 健 診	全園児年 2 回、0 歳児健診年 1 2 回
歯 科 健 診	全園児年 1 回 ※歯科予防教室（3～5 歳児）、口腔衛生指導（3～5 歳児）
眼 科 健 診	全園児年 2 回
耳 鼻 科 健 診	全園児年 2 回
身 体 測 定	全園児毎月 1 回
尿 検 査	3～5 歳

### ②衛生管理

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症ガイドライン」に則して、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施する。特に、今般の新型コロナウイルス感染症への対応については、的確な対応を行うために必要な社会情勢に注視するとともに、職員のマスク着用や定期的なアルコール消毒等の徹底、児童や送迎保護者の検温の実施など感染予防対策を徹底する。また、今後の状況に応じて行事の組み換えなど柔軟な対応をしていく。

## (8) 給食提供

### ①給食の基本的考え方

人が健康的に過ごしていくためには、規則正しい生活リズムと乳幼児期からの食生活が大きく影響する。給食は、子どもの健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、「おいしい」「楽しい」という情緒的機能や食物を大切にすること、マナーを身に付けるなどの教育的な要素がある。

保育園では、食への興味や食欲、食べることの喜びを育てていく場として、家庭の食事と同じように大切な役割を担うなか、生活の中から自然に食べることへの意欲が育てられることを大切にする。

### ②給食提供にあたって

保育園給食は、「保育所における食育に関する指針」、「国立市食育ガイドライン」を参考に、栄養士が年間指導計画を作成する。

また、アレルギー食への細かな対応を行うとともに、年間行事に合わせた季節感のある行事食の提供や食育への取組も積極的に実施する。

### ③年間目標

□安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供

- 食べることの大切さ、楽しさを伝える
- 基本的な食習慣を身につける
- 保護者向けの情報提供や食育を行い家庭で取り組めるようにする

## (9) 防災・安全管理

### ①非常災害時への備え

非常災害時に備えて、防災計画や対応マニュアルを活用した訓練を実施することにより、非常時に子どもたちの安全を守り、冷静に行動する能力を身に付ける。

名 称	内 容
避 難 訓 練	職員・園児による地震や火災を想定した避難訓練（毎月） 職員による消火訓練（年1回）
園児引取訓練	職員・園児・保護者による引取訓練（年1回）

### ②安全対策の実施

外部からの侵入者をはじめ、園内や園外（散歩など）保育時に危険箇所の細かな確認を行い、安全対策に万全を期す。必要に応じて、園舎周辺・園庭整備等補修修理を行う。

### ③施設設備における安全対策

- 安全・安心カメラ（防犯）の設置
- モニター付きインターホンの設置
- 入退出システムによる施錠・開錠
- 非常通報装置(学校110番)の設置
- 災害時用の非常食の備蓄

## (10) 苦情対応

### ①窓口の整備

保護者からの苦情等へ適切に対応し解決するための窓口を設置する。

区 分	担 当 者
苦情解決責任者	施設長（園長）
苦情受付担当	主任保育士
第三者機関	苦情解決第三者委員会

### ②その他苦情解決のための機関

事業団内で解決できない苦情については、国立市の苦情相談窓口「国立市総合オンブズマン制度」を紹介し、その対応に協力する。

## (11) 事業評価

- ①「保育所における自己評価ガイドライン（厚生労働省策定）」に則して、保育の質の評価を行うなど、常にその改善を図り、保育の質の向上を図る。
- ②3年に1度を目安に、福祉サービス第三者評価を受審し、その結果を公表する（2021（令和3）年度実施）。

## (12) 地域支援

項目	内容
保育相談	電話による相談、見学に来た際の育児相談
地域交流	夏祭りなどの機会の地域交流
園庭解放 ・講座等	月に1回程度15組の親子を招く「あそぼう会」の実施。 隔月で「おおきくな〜れ（身体測定）」を実施。 栄養士による「離乳食講座」、給食の「試食会」の実施。

## (13) 実習生等の受け入れ

実習生・ボランティア・職場体験などを積極的に受け入れていく。特に、保育の専門理論や知識・技術の習得に励む実習生については、次世代育成を担う保育士を養成するという立場から積極的に受け入れを行う。

幼児教育推進プロジェクトについては、2018（平成30）年10月から国立市の直営事業として事業を開始し、2020（令和2）年度からは国立市の補助事業として当法人が引き継いで事業を実施している。事業評価のために実施しているアンケートからも、参加した子育て家庭より高い評価を得ており、2021（令和3）年度についても、引き続き当法人が主体となって事業を展開していく。

#### （1）ここすき子育てひろば事業

幼児教育において重要視されてきている「非認知スキル」や「自己肯定感」の向上を目的として、10組程度の親子グループ編成し、創造・体感・コミュニケーションなどをコンセプトに、週2回の頻度で約3か月の期間で活動を行う。

2021（令和3）年度は、3期に分けて、各期2グループの開催、合計60人程度を募集し実施していく。



#### （2）啓発事業

事業団のホームページに加えて、2020（令和2）年度から開始した「ここすき通信」の発行など、子育て家庭におけた幼児教育推進のための啓発に引き続き取り組んでいく。

また、子育てアプリ等を活用した幼児教育コラムの発信など様々な機会を通じて事業団の取組を発信していく。

### (3) 幼保小連携推進事業

2020（令和2）年度に引き続き、東京都から国立市が受託した幼保小連携に関するモデル事業については、「就学前教育と小学校教育の一層の充実に関する研究協力地区」に選定され、就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための取組として、国立市幼保小連携推進委員会による検討を国立市教育委員会、国立市子ども家庭部との連携事業として進める。

本事業は、指定期間2年間に2年の延長期間を加え、2023（令和5）年度までの実施を予定する。2021（令和3）年度は、スタートカリキュラムの取組みや就学前施設と小学校との相互の様子を伺い、また研修会などの取組を行う。更に、この成果を元に、令和3年度以降の取組を進め、取組の発表会（令和4年度中間発表会）などを行う。

### (4) 研修事業

#### ① 幼児教育講演会の実施

保護者や地域住民を対象とした幼児教育の理解を深めるための幼児教育講演会の開催などに取り組んでいく。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応も含め、オンライン会議システムを用いた手法も検討していく。

#### ② 保育士キャリアアップ研修の実施

2020（令和2）年度に東京都の保育士キャリアアップ研修実施指定機関に指定されている。指定の種別は、「3 障害児保育」となっている。2021（令和3）年度も引き続き当研修の実施指定機関となって、市全体の保育・幼児教育の質の向上に寄与する取組を進めていく。

また、指定以外の研修種別やその他の研修についても、今後の幼児教育センターの開設を見据えて実施の検討を行っていく。

#### (5) 幼児教育センターの検討

国立市では、現在実施している幼児教育推進プロジェクトをベースに、2022（令和4）年度中に整備予定の幼児教育センター（矢川プラス（矢川複合公共施設）内に整備予定）の開設につなげていく方針である。

幼児教育センターの運営については、地方自治法の指定管理者制度に基づき、当法人を指定管理者として指定することが想定されていることから、当該センターの開設に向けた検討を進めていく。



（出典：国立市ホームページより）

#### (6) 国立駅前子育て支援施設の検討

2020（令和2）年3月に国立市と東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）との間で、国立市が所有する国立駅南口複合公共施設用地とJR東日本が所有する旧国立駅舎東西の用地を交換することについて確認書が取り交わされている。その確認書において、用地交換によりJR東日本が譲り受ける用地は、商業及び賃貸住宅等を基本とする複合用途の建物として開発されることとされており、その開発建物内に子育て支援等公共機能部分として約700㎡を市が賃貸することを前提にJR東日本は開発計画を行うことが確認されている。

これまでの国立市での国立駅周辺まちづくりの検討経過から、当該子育て支援施設には子育てひろば等の機能が考えられるが、その運営については、矢川プラスのケースと同様に、指定管理者としての委託化が可能性としてある。そのため、今後の国立市の動向に注視し、委託化となった場合を想定して事業団としても検討を進めていく。